

北海道知事 様

報告者

住所 名寄市西3条南6丁目25-1

氏名 株式会社 西條
代表取締役 西條 敬弘

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり令和1年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	西條百貨店 稚内店
所在地	北海道稚内市大黒4丁目7番1号

2 地域貢献活動の実施期間

令和2年 9月 1日 ~ 令和3年 8月 31日

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績
(1) 地域との連携推進			
① 商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	・平成2年9月稚内商工会議所に加入 ・平成2年9月大黒3町内会に加入		・継続加入
② 中心市街地活性化の取組への協力	・商店街で行うイベント等の協力要請に対して出来る範囲で対応する	適時（要請に基づき）	・要請なし

③ 地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力	・管内各小、中、高等学校行事（店舗見学等）の協力	随時 毎年	・要請無し ・稚内市市内7団体に寄付金、協賛を実施
④ 地域活動のためのコミュニティスペースの解放や地域コミュニティ醸成のための託児スペースの設置	・市民のサークル活動の発表会、展示などの要望があれば場所の開放 ・風除室に稚内市掲示板スペースを開放	随時 毎日	・街頭啓発、募金運動団体に場所開放 ・館内ポスター掲示場所の提供多数実施 ・献血協力及び駐車場の開放2回 ・稚内市掲示板スペース継続実施
⑤ 地域住民との協議の場の設置	特にありません。		・要請があれば検討
⑥ 地域貢献担当窓口の設置	下記「地域貢献活動の担当者」のとおり設置	毎日	・変更なし、継続
(2) 地産地消等の産消協働の取組			
① 地域企業や道内企業との取引促進	道内企業（食品）との取引継続と地産地消を目的に地場取引先の推進	毎日	・道内仕入構成比実績（食品）88.1% ・地元取引先継続推進
② 地域及び道内の事業者のテナント入店促進	地元事業者のテナント入居条件緩和により推進	随時	・地元、道内事業者テナント10社入居
③ 道産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供	ホームページ、販促企画味のふるさと便にて道産品をPR	随時	・グルメネットにより地元商品を通年アピール。 ・味のふるさと便を年4回実施
(3) 地域雇用の確保			
① 地域及び道内からの雇用の推進	・中途採用者（パート社員含む）を地元から積極的に採用 ・新卒者を道内から積極	随時 3月	・地元中途採用17名 ・新卒者採用2名

	的に採用		
② 安定的雇用の確保	上記①と同様	随時	・継続実施
③ 障害者、高齢者等の雇用・就業の推進	障害者、高齢者の新規雇用、継続雇用の実施	随時	・障害者6名の継続雇用 ・高齢者65歳以上31名雇用
④			
⑤ ゆとりある勤労者生活の確保	・週休2日制の実施 ・有給休暇の取得推進 ・産休制度の実施 ・月残業時間を30時間以内目標に管理実施	毎月 毎月 適時 毎月	・継続実施 ・継続実施 ・取得者1名 ・年間達成率79.0%
⑥ 従業員の職業能力開発の推進	・フォローアップ研修の実施 ・各種技能資格取得の支援促進を図る	・毎年 ・随時	・未実施 ・係数士検定合格者初級2名
(4) 防犯・防災対策の推進			
① 深夜等における青少年の非行防止への協力	・営業時間外の駐車場の閉鎖 ・警備員による定時巡回の実施	毎日 毎日	・継続実施 ・継続実施
② 緊急時の物資の提供	稚内市との協定締結は無いが、要請があれば出来る範囲で協力	必要時	・要請なし
③ 災害時における緊急避難場の提供	要請があれば駐車場の提供等できる範囲で協力	必要時	・要請なし
④ 災害時におけるボランティア活動の支援	稚内市との協定締結は無いが、要請があれば出来る範囲で協力	必要時	・要請なし
(5) 環境対策の推進			
① リサイクル対策等の推進	食品トレー、牛乳パックの店頭回収を実施	毎日	・継続実施

② 環境美化対策の実施	店舗周辺清掃の実施	毎日	・継続実施
③ エネルギー対策の実施	チームマイナス6%へ参加	毎年	・継続実施
④ I S O 14001の導入など環境全般への配慮	・導入は課題として検討 ・マイバック運動の実施	適時 毎日	・継続課題 ・継続実施
(6) 撤退時の的確な対応			
① 地域住民等への早期の情報提供	適正に情報開示をおこなう	必要時	・当期において不対象
② 他企業との連携などによる従業員等の雇用の確保	他店舗への異動を含め最大限の努力により雇用の確保維持に努めていく	必要時	・当期において不対象
③ キーテナントを含めた後継テナントの早期確保	最大限の努力をおこなう	必要時	・当期において不対象
④ 店舗閉鎖に伴う取引企業や環境・景観への配慮	法令と条例を遵守していく	必要時	・当期において不対象
(7) その他まちづくりへの協力			
① 市町村等が進める交通対策への協力	法令、条例を遵守し実施	随時	・継続実施
② 地域における魅力ある景観形成への配慮	自治体の条例を遵守し実施	随時	・継続実施
(8) その他地域貢献に対する取組み			
① 地域青少年育成	当社出店地域(和寒町以北の上川北部地方、宗谷地方を対象)を対象とし育英基金を運用。 (西條忠雄記念育英基金)年間12万円援助、返済義務無し	毎年	・5名

4 地域貢献活動の担当者

所属名	経営企画業務開発室
職・氏名	室長 木曾輝範
電話番号等	01654-2-3001

<担当者連絡先>

所属名	経営企画業務開発室
職・氏名	室長 木曾輝範
電話番号	01654-2-3001
電子メールアドレス	akinori_kiso@websaijo.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

- 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にとっては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。